

第5回 臂曲岩石採取事業監理委員会 会議録（要点筆記）

1. 日時 平成25年2月12日 13:30~15:45

場所 遊佐町役場 議事所

出席 委員 池田源衛、菅原英児、三浦幸男、菅原善悦、小野寺正博、佐藤康一郎
那須純一、斎藤拓男、今野豊一、渋谷孝治（10）

川越工業：川越恵次社長、菊地真治代理人、川越康平常務、田口基総務部長、
高橋吉宏営業部長、神坂智行営業課長、(株)大東開発・白土玄悦社長
（7）

山形県：産業政策課：遠藤徹鉦政・計量主幹、樋口芳弘鉦政・計量主査
庄内総合支庁産業経済企画課：佐々木昭喜課長、澤田敏規課長補佐
田中勝平主査（5）

遊佐町 堀田堅志副町長、高橋務企画課長補佐兼企画係長（2）

合計 24人 傍聴：なし 報道：3社

2. あいさつ

遊佐町：ご多忙のところご出席いただき感謝申し上げます。前回の監理委員会で約束していた地下水脈調査の結果を報告できることとなった。今日お集まりの皆様の中には、12月に行った鳥海山フォーラムですすでにお聞きの方もおられると思うが、協定書で本委員会に報告するとしているので、改めて説明させていただきたい。川越工業(株)からは事業の進捗状況を説明させていただきたい。また、町で検討している水循環に関する条例の概要について担当が説明申し上げます。皆様のご協力をよろしくお願いしたい。

山形県：この監理委員会も5回目となる。課題を出し合って解決に向けて真摯に話し合いを重ねていただいております、県としても有意義かつ価値あるものと受け止めている。事業者と地元の課題の解決を図るモデルケースとして、他地域に紹介している。今後も話し合いにより、課題解決に向けて皆様のご尽力ご協力をお願いしたい。

川越工業：ご多忙のところ、ご出席いただき感謝申し上げます。会を重ねて5回目となった。今日も有意義に進めていただければ幸いです。闊達なご意見を述べていただいて、早く方針を見出していただければと思うので、よろしくお願いしたい。

3. 協議（議長：堀田副町長）

（1）地下水脈調査の結果について

遊佐町：地下水脈調査については、12月24日に鳥海山フォーラムで詳細を調査いただいた先生から報告していただいたので、きょうは報告の概要をお話しさせていただきたい。資料1は、町のホームページでも公開している。

調査は、総合地球環境学研究所の中野先生から行っていただいた。調査の方法は、水の指紋といえる水質を調べることによって、地下水脈を探るというもの。

調査結果については、①吉出山南麓周辺の湧水は、水道水源も含めて吉出山周辺に降った雨や雪が起源である。②採石場から道路に排出されている水は、その水質から地下水である。今後、採石場からそうした排出水の量が増えると、上部の湿地の消失や臂曲地区の湧水に影響が現れる可能性がある。③胴腹滝の主な水源域は、その水質、水温から吉出山北部の標高の高いところと推定できる。具体的にはフォーラムの資料 12 ページの「北部涵養域 (C)」の地域。④冬期間の雨や雪は、大陸からの越境性と考えられる重金属の影響を受けているが、湧水にはこれら重金属の影響はみられず良好な水質が保たれている。このことは、土壌による浄化作用が機能していることによる。岩石採取等により表土を削除することは、水道水源や湧水がこれら重金属の影響を受けやすくなることが指摘できる。昨今報道されている中国の大気汚染の影響が、こちらにも来ているといえる。

2の調査結果に見る水のつながりについて、大同大学の鷺見先生から報告をいただいた。鷺見先生は直接調査はしておらず、中野先生の調査結果を基に水文学の立場で分析した内容となっている。①吉出山の地表を面的に広くかく乱することは、この湧水の量と質に影響する可能性がある。地表の裸地化は雨の地中への浸透量の減少を招き、地表を流下する水量が増える。そのことによって、地下水涵養量の減少や水質悪化を招くと言える。②現在の採石場の掘削最下部はこの地下水位を切る形となっており、連続した地下水の流れに影響を与えている可能性がある。具体的にどこの水量が減っているということではないが、地下水の流れに影響を与えている可能性があるとの指摘となっている。③地下水脈の明確な特定や、地表のかく乱による地下水への影響を確定できるような調査は困難であることを考えると、予防原則が重要と考える。影響を特定するような調査をすることが、逆に自然の地下水の環境を破壊することになりかねない。

調査結果に基づき、以上のとおり報告申し上げる。

議長：12月に報告を行っているということで、簡単に説明した。改めてご質問、ご意見を出していただきたい。

川越工業：フォーラムの資料が配布されているが、前提として町に先生からきちんとした報告書は提出されているのか。

遊佐町：中野先生からいただいた報告書は、フォーラムで印刷して配布した内容そのものである。これ以外はいっていない。このほかにいただいているのは、水質調査の成分の数値表はいただいている。

川越工業：その数値表はいただけないのか。

遊佐町：会議終わってからでよろしいか。

川越工業：協定書に基づき2年かけて調査し報告するとしてきたが、その報告書はき

よう配布の資料 1 と考えていいのか。

遊佐町：資料 1 については、フォーラムの概要として町が作成したもの。鳥海山フォーラム資料の 1～20 ページまでが地下水脈調査の報告書である。それ以降の鷺見先生と森先生の資料については、それを解説したものと理解いただきたい。

川越工業：20 ページまでが報告書とのことだが、そのあとの 4 ページ目（※「(2) 胴腹滝と、吉出山西麓の湧水について」のページ）について、フォーラムのときも鷺見先生に質問したが、この図面について、さもこのように臂曲の地形を寸断したような図解になっており、これは正しくないと申し出た。その後、これに関して鷺見先生からの回答はあったのか。

遊佐町：鷺見先生からはまだ回答をいただけていない。

川越工業：質問の趣旨は、この全体図、地形図のところを寸断したような形の図解になっている。こういう図解だと、こういう形の説明になるのだろうと推測できるが、現状はこういう形にはなっていない。すると、この 20 ページまでの報告書は異なる内容となるのではないか。

遊佐町：鷺見先生については、町から中野先生の調査結果を水文学の立場で解説いただくことをお願いし、資料を作っていただいた。当日も鷺見先生が話をされていたようだが、この図面については、吉出山を上から下に向かって切断して横から見た概念図と自分も伺った。正確な図面ではないが、先生が解説をするうえでの概念図との認識である。

川越工業：この図面と今の答えと、現状はそぐわない。21 ページの図面をみていただくと、現状は横の方を掘削しているという状況を踏まえると、どうしてもこの図面には結びつかない。この報告書と指摘している図面とは一致しないというのが質問の趣旨である。そのことをきちんと説明していただかないと、この報告書が成り立たないように思うが、いかがか。

遊佐町：先ほど申したように、地下水脈調査の報告書としてはフォーラムの資料の 20 ページまでと考えている。それ以降は、フォーラムの資料と理解をお願いしたい。先生方に解説の資料をお願いしたが、その資料の中身まで町で指示できるものではないと考えている。

川越工業：もう一点。鷺見先生が現地も踏まえないで、資料を見ただけでこういう説明書を書くということに無理があるのではないか。その点はどう考えているか。

遊佐町：鷺見先生は、今回の地下水脈調査を直接したわけではないが、吉出山に 10 年以上通って現地も何度も見ている。地形も含めて、採石場の様子、周辺の湧水の出ている状況などすべてを把握されている方である。こうしたことから、フォーラムの時に中野先生の調査した内容について解説をお願いした経緯がある。

川越工業：現地に 10 年も前から来ているとの説明だったが、吉出山を寸断したような説明と図解では不適切と言わざるを得ないので、そのことを改めて申し上げたい。

委員：鷺見先生の断面図が不適切とのことだが、報告書の 17 ページに「採石場の水」とあり、「採石場の水は他の湧水と同じように岩盤の溶岩や岩砕を流れる地下水と似た特徴を示す」とある。これを図面に表せば、イメージということであながち違うものでもないと思っている。

川越工業：測定の観点からは、この断面図は現地とはかけ離れている。例えば専門の方に現地の図面を書いてもらおうと、このような図面には到底なりえない。そのことは、いつも審査している県の方もわかると思っている。

川越工業：いま測量屋さんが説明したことは、皆さんご理解できただろうか。私どものやっているところは、この図解でいう採石場は V 型になっている。現地は L 型であり、V 型ではない。そこを言っている。

議長：(事務局に向かって)鷺見先生に、そのことを確認して返答を求めたのか。

遊佐町：返答をお願いしているがまだいただいていない。

委員：フォーラムの実行委員長をしたが、鷺見先生の表記の件については、当日も川越さんから L 型だとのクレームがあった。鷺見先生の見解としてわかったことは、岩盤を掘った場合には地下水に非常に大きな影響があるとの表現で、V だろうが L だろうが、岩盤を壊せばその下の地下水に影響があるという受け止め方をさせていただいた。川越さんは、報告書についてそのような考え方のようだが、今回は報告に基づいて協議をすることとしているので、そういう考え方でいいのではないか。私どもの見解としては、あくまでも岩盤を掘削する段階まできているという捉え方をしている。

川越工業：わかりました。私どもが言っていることは、報告書に基づいた図解ということなので、そのことを質問しているので、ご理解いただきたい。

川越工業：水の分析というような調査であると思ってフォーラムに参加した。この中で出なかったのが、一番知りたいと思っていた水量の調査、水質がたとえば悪化しているというような結果は出たのだろうか。現時点でも採石は行っている。その中で、採石場の脇から出ているのは地下水であると報告書に記載してある。これについて、例えば横堰の水量が減ったのか、あるいは白井新田の水質が悪化したのか水量が減ったのか、その点について調査結果として出ているのだろうか。

遊佐町：水量と水質の関係について、明確にどここの水量が減っている、横堰の水量が減っている、水質が明らかに悪化している、そういったことは観測されていない。横堰については水位調査をしているが、降雨の状況などもあるが、明確な水位の変化、水量の減少は観測されていない。水質調査については、モニタリングのように毎月定期的に行っているのは水道水源だけである。それ以外は先生が来た時など 3 か月程度に 1 回採水をして分析しているが、明確な水質の悪化についても観測されていない。

川越工業：今の見解からは、このフォーラムの概要にはさも岩石採取によって地下水

への影響がでるといような、影響が確定できる調査は困難であるが予防原則が重要と考えられているが、まだ現時点での調査でも水質の悪化、水量の変化について因果関係がないわけだが、今後それらは解明されていくのか。

遊佐町：地下水脈調査事業については、今年の秋の段階でいったん終了したが、補足調査として今後の追跡の調査を考えている。具体的にどこにお願いするかといったことは未定であるが、来年度以降も一定の予算を確保しながら対応していきたく考えている。確かに明確な影響は現時点では確認されていないが、今後採石事業が進んだ場合に影響が出る可能性はゼロではないと、報告をいただいたと認識している。

川越工業：確認したいが、横堰の水位の調査と水質の調査をしているとのことだが、この委員会でするとした調査の一環でしているのか、あるいは別の調査なのか。

遊佐町：監理委員会には報告していない。町独自の調査である。

川越工業：町独自で学者の先生に依頼し実施しているのか。

遊佐町：大学の先生等専門家に分析の依頼はしていない。積雪期を除く5月～12月くらいの期間で横堰の水位を観測しているものである。

川越工業：その観測の結果は、町の住民には報告しているのか。

遊佐町：報告はしていない。2年間終わったが簡単に明確な水位変化がわかるというものではない。その時々気候によっても水位は変わるので、いずれ専門の先生に分析を依頼したいと考えているが、現在はモニタリングを継続している状態である。

川越工業：横堰の水量について前々から話があるが、横堰が流れてきて採石場の方からくる水路との合流点を何度か見ている。この水路と合流前の横堰は900ぐらいの水路であるが、そこから先の横堰はこのぐらいの（※手で示した）水路となっている。採石場からの水路と合流するというので、水質の悪化がこの会で前々からでているが、横堰の方と採石場からくる雨水、降水量が多くなった場合について採石場からの水が合流するが、夏場は全く採石場からの水は出て無い。横堰と合流していない。横堰は年間通して流れている水路だが、その合流地点について横堰に邪魔をしない、採石場から出る河川というわけではないが、上流からくる水路について横断しないようにやれる方法はありますよと、町の方にも県にも何年も前から話しはしている。横堰の水質悪化ということは本来であればないはずだが、その話をするのであれば、横堰と採石場からくる水路を合流させない方法、それによって横堰の水質を守ることは可能と考えている。それについては、役場にも県にも提案しているが、それについて役場で横堰の委員会に話をさせていただいたのか教えていただきたい。

遊佐町：合流地点のことについて、横堰の皆さんに話しをしたことはあるかもしれないが、正式な形で申し入れをしたことはない。

川越工業：鳥海山フォーラムで大学の先生の話しに、採石場から出る湧水が横堰に影響しているのではないかとの話しがでたが、横堰と採石場では交わる合流地点より

も横堰の湧水源として考えるとところはもっと上流のはずだ。どちらかというところだと胴腹の方からの水が横堰に入ってきてずっと下がってきて、採石場の方からの水路と合流している感じに見える。横堰は、採石場の水が関係あると考えているのか。地理的に見てもわかると思うのだが。

遊佐町：採石場の水だが、フォーラムの時にも先生方からお話いただいたが、地下水脈は明確に把握することは困難であると。そういう意味では、採石場から出ている水が本来どこに行くべき水であったかは、役場でもわからないし、会社の皆さんもわからないし、学者先生もわからない。フォーラムの時に先生方からは、影響を与えているかもしれない、可能性があるとの表現だったと思っている。そこは、私たちとしても確定的に申し上げることはできないが、だからといって絶対にないということもないと思っている。そうした意味では、上流地域にはあるわけなので、影響がないかもしれないしあるかもしれない、そう認識している。

委員：川越さんから水質の因果関係はないとのことだが、我が町は水の町、水のイメージで大変おいしいコメがたくさん都会に売られているが、農業部門での水質調査はあるが、残念ながら今まで大々的な調査が無かったのはなぜか。それは、調査の必要がなかったからだ。今あるデータは月光川、牛渡川、八面川、SS含めて大腸菌の量含めて定点観測のデータはある。環境審議会では、こういう場をふまえて範囲を広げてデータを把握して町民に開示していく、そういう方向付になっている。そこで解明されることは、過去のデータも月光川についてはあるので、その成分がどういうふうに変化しているか、濁りもSSで標記されるので、そうしたことを今後取り組むとしている。水量の変化については、地元の農家、集落の皆さんの協力で毎日、年数をかけて観測することが課題になると思っている。観測は、これからより密度高く取り組むということ。

川越工業：我々も企業だがJAも企業と思う。ぜひ採石場から流れる水路の水質だけでなく、田んぼや畑から地下浸透していく、あるいは排出される水の調査ももちろん必要と考えてほしい。我々は水を乱して薬品を加えて採石しているわけではない。我々のところは一番上流ではあるが、末端の最下流のところの調査はどうなのかと考える。

委員：ご心配いただきありがたい。おっしゃる通りで、我が町の末端の水路、たとえば化学肥料を投与すれば窒素分が高くなる。砂丘地の地下水がそうなっている。それが指摘されているから、我が町は水循環の保全のために農業者も有機栽培や化学肥料の低減をはかって、海に流れる水を汚さない、石けん運動もしかり。だから大切なのだ。上流の一番最初のところで水が汚濁されることは看過できない、そういう考え方だ。水質の問題で時間経過しても今後のこともあるので、川越さんこの辺で終わってどうだろうか。

議長：ご意見あったように、ポイントだけでなく一つの水の流れの中で水質、水量

の調査を、町としても続けていきたいと思う。

(2) 平成 24 年度までの採石実績について

川越工業：年度ごとに出荷数量で報告させていただきたい。平成 22 年度はゼロ。23 年度 4 月～10 月まで 12,235 m³。24 年度 4 月～10 月 24,894 m³、合計 37,129 m³となっている。

委員：今の報告の資料はないのか。

川越工業：事前に役場と打合せをして、口頭での報告とさせていただいた。

委員長：質問あったらだしていただきたい。

委員：大型ダンプの積載は何トンか。

川越工業：7 トンである。

川越工業：当初 3 年間で採れる量を申請したが、認可をもらったのが 9 月。準備の時間がない状況から、次年度からの採取とした。準備期間として 3 か月程度はかかるが、豪雪により採石場に入れなくなったこともあり、その年はまったく作業ができなかった。

議長：今回の認可を受けている 3 年間の m³数はいくらか。

山形県：3 年間で岩石が 355,697 t である。

川越工業：搬出量は t 換算で 92,825 t となる。（※ m³ × 2.5 = t）

遊佐町：採取量について、委員の関心もあるので、掘削で手のついていないところが何%くらいか、また、およその現地ストック量はどの程度か。

川越工業：現地のストック量は、全体で 25000～30000 m³、62,500 t 程度と思う。

議長：現地ストックが約 62,500 t、搬出が 92,825 t、計 155,325 t。計画数量の約 4 割強を採取したことになると思う。これから許可期限までの、搬出計画はどのようになっているか。

川越工業：4 月から現場に入る調整をしている。予定では 4 月から出荷していきたい。この 3 年間のペースでいくと、4～9 月までで 33,000 m³、82,500 t 程度の出荷量を見込んでいます。

議長：ストックも合わせて、計画量の約 6 割程度になるだろうか。このような認識でよろしいか。

川越工業：合計で 237,825 t である。

委員：一般的に去年のような搬出の動き、それで表現してもらおうとわかりやすい。

川越工業：去年の稼働を月割りして、その月の数量で出したのが 33,000 m³なので、同程度と考えていただきたい。

委員：掘削の場所だが、旧登山道の近くを採石するのか。

川越工業：登山道があったところに関しては、すでに整形を終わって植栽も終了している。下の方で一部手がついていないところがあるが、一番接近しているところは

終了している。

議長：電卓が手元にないが、今年の9月の許可期限まで採石した場合に237,825 t、認可計画約356千tからみると7割弱くらい。計画の2/3は9月まで搬出できるとのことのようだ。

委員：9月まではわかったが、それ以降はどのような考えか。撤退するということか。

議長：（3）に関係するので、現在の認可期間では計画の2/3の採取で終了する見込みだが、川越工業としてはどのようなお考えなのか（3）で説明いただきたい。

（3）次期採石計画について

川越工業：進捗状況について、天候や地震で計画通りに至っていないのが現実。4月から現地に入りたいが、天候にも左右されるので、準備がいつからなるかは今の段階では未定である。気象条件がよければ計画どおり進めたい。

前回申請の時点で数量を示しているのので、その計画にのっとって進めたいと思っている。

委員：質問したのは、9月で認可期限となるが、その後どういう考え方なのか。関連して、9月までに我々は協議の中心である、速やかに植栽をやると約束していることについて、認可期限までに法面の植栽ができるのか、考え方を伺いたい。

川越工業：一番問題なのは、後始末をきちっとやるのかということだと思うが、当然ながら期限までにお約束できる。その後の計画は、いまここで数字が示されたように、計画の7割しか進んでないので、残りの3割をあわせた形で計画を練りたいと思っている。

川越工業：植栽の件がでたが、完成断面については植栽は完了している。昨年植栽したが、芽が出始めのころに雪が降ったので、春に確認したうえで、さらに順次植栽していく。

委員：我々の当初の要望は広葉樹の植栽だったが、やっているのは吹付の牧草だと思うが、根が強い牧草であればいいが、半分以上は木の植栽をぜひ要望したい。今後については、社長から残りの量の部分についてこれから煮詰めるとのことなので、今後また現場に行くと思うので、春頃までにどうするのか我々に教えていただきたい。ダイレクトに聞くが、再申請はしないということか。するとすればいつするのか。

川越工業：申請はするが、いつするかは、県に聞きたいのだが、60日前なのか90日前なのか。

山形県：規則上の手続きは、更新の場合、期限の60日前まで認可申請書を提出することになっている。この手続きとは別に、このような委員会で地元の了解を得ながら進めてきたところであり、先ほど、川越工業から雪解けを待って（計画を）精査

をすると話があったので、それを受けて、手続きの前に皆さん方と話し合いを持っていただいて、地元の了解を得たうえで手続きをすすめることが、これまでの経過を尊重することになり望ましいと考えている。

川越工業：わかりました。それを踏まえて次回、計画を示したいと思う。

川越工業：いま、この後のことをどうするのかという話が出たが、当初今の認可をもらうにあたって、われわれの当初計画、最終計画という案を申請書にも監理委員会にも出させていただいた。320mよりも下は話し合いが必要、調査が必要ということで、320mより下の掘削は協議の結果が得られるまで行わないと協定している。本来であれば、320mまでの掘削を終わらせて、その後についてこの監理委員会の水脈調査の結果を得て、そのうえで320m以下の掘削について協議をこの場で進めて、どの高さまで掘れるのかを議論したうえで申請書を提出する予定であったが、残念ながらまだそこまで至ってないので、まずは、当初いただいている計画の段階までいつまでかかるか、それに基づいて、その下の部分については、3年間で可能な量的なものもあるので、精査したうえで320m以下の部分の申請も議題にのせていきたいと考えている。しかし、何分認可計画に至ってないので、そこまでは採らせていただきたい。それについての工期の延期、もしくはそれに基づいたうえで320m以下掘れるのか掘れないのか、搬出数量として妥当なのか妥当でないのかを踏まえたうえで、議題にのせたいと思う。調査結果の部分についても議論させていただきたい。

委員：当初の計画まで掘るといふ考えのようだが、我々は鳥海山フォーラムの結果を踏まえて、川越さんには恐縮だが本来であれば保安林であるべきところだ。保安林であっても不思議でない。たまたま過去の経緯の中で保安林指定されていない。保安林は開発できない、そういう区域を今度山形県が条例で水資源涵養区域としてたぶん指定なると思う。我々としては、町としても、認可されて掘ったものはしょうがないが、水資源の涵養区域としてこれ以上は掘らないようお願いしたいと要請している。その考え方を、知事にも要請していく予定だ。2～3年川越さんとお付き合いをしたのであえて申し上げるが、徹底的に反対を、ハンコを押さないでと運動をしていく。皆さんも撤退を考えるのなら早めにしたほうがいいと、武士の情けで申し上げる。そういう状況に世論がなっている。それを十分皆さん認識したうえで、あの山の存在価値、あるいは水資源に対する影響、これが日々明らかになることによって看過できない、そのような掘り方をしていると我々とらえているので、これから、農業団体、町民含めて運動展開を大きくしていくので、戦線布告ではないが事前にお知らせしておく。皆さんもしっかりそれを踏まえて考えていただければありがたい。

議長：資料として協定書を配布しているが、第1条に3年間の認可の条件がある。面積では約9ha、採取量で約35.6万tの認可に限った協定書としてこの監理委員

会を開いている。川越さんから9月の認可期限到来後のことについて話を聞いたが、320m以下云々という話はこの監理委員会ではできかねると思っている。改めて、現在の認可期限内での採取終了後の方向性が出た時点で、地域の皆さんとの話し合いをしていかないと、この監理委員会ではできないと協定書を見て感じたところだ。委員の皆さんのご意見はいかがだろうか。

川越工業：ということは、320m以下の掘削については監理委員会とは別の場面で話し合いが必要ということだろうか。

議長：この協定書を見ると、現在許可を得て協定を結んでいる320m以上の範囲内での監理委員会の解釈になろうと思う。いわゆるそのあとの更新については、監理委員会ではない、別の地元説明が必要となると解釈したがいかがか。

委員：監理委員会の要綱を見ると、結んでいる協定書の範囲内という形になっている。ということは、新たに出てくるものについては、白紙の段階からスタートになると理解している。部落の説明も必要でしょうし、今までと同じような段取りを踏んでいただくような形になると感じている。

川越工業：確認したいが、今の3年間の計画は今後認めない、現在認可をもらっているところの更新もできないということなのか。

委員：それは、ここで議論する問題ではないと思う。

川越工業：議論するのではなくて、考え方を聞きたい。

委員：我々は当初から反対はしてきた。その考え方に変わりはない。監理委員会で決められた事項を協議して、320m以上も明記されている。認可されている場所、9月までの期限、トン数も聞いた。それは監理委員会の中でしっかり協議してやっていく。

同時に、再申請については、また考えさせていただくということ。9月までの工程はわかったと上げた。9月までは、監理委員会で植栽はしたのか、掘り方はどうか、運びはどうか、320m以下はだめですよ、という形で9月まではいく。

9月以降は、まったく別の話し。9月まで認可されている計画の監理委員会である。

川越工業：確かにこの監理委員会は、第1条にあるように、さきほど委員長からあったように、平成22年4月28日に認可申請して認可がおりた計画についての監理委員会ということで、また別の計画で新たな申請をする場合には、この監理委員会の議論の対象にならないことは明らかである。この協定書からすれば、先ほど、県の方が町の住民と事業者との話し合いの場を活かして、今後の申請にあたってもしょういう場を設けた方がいいのではないかと話された。もし住民の方がもう監理委員会はこれだけだというご意見であれば、川越工業としては粛々と申請を県にするだけである。今後どういう方向に進めたらいいのかは、お互いにまた話し合いの機会を持たせていただけるのかだと思う。4月28日認可申請の監理委員会はまだ続くので、その中で今回の水脈調査の結果を踏まえて協議をするとなっているので、き

よう町から委員会に報告があつて若干の議論はあつたが、次回までに中身を精査させていただいて協議はさせていただきたいと思っている。

議長：今回、認可になっている区域を含めた形で更新という9月以降の動きについては、皆さんからご意見を聞く機会は当然あるかとは思ふが、監理委員会としての話し合いではなくて、次期計画については改めて関係者と意見交換をすとの理解でよろしいか。（委員、了解する。）

それでは、その時はまた、同じようなメンバーになろうかと思ふが、川越工業さんの計画に対しての意見交換会を会社から開催していただければと思う。

委員：一点確認したい。この監理委員会の機能は9月まででよろしいか。9月以降は、県が認可するかどうかはわからないので、その協議のテーブルにはつく。この監理委員会は9月で自動的に消滅をするということによろしいか。

議長：ただいまの件について、ほかにご意見、ご質問はないか。（発言無し）無いようなので次に進めさせていただく。

（4）町の条例について

遊佐町：鳥海山フォーラムの際にも簡単に説明させていただいたが、変わった部分もあるので、そうした点を中心に説明させていただきたい。資料2は、1月21日に条例検討会議の際に議論の素材として配布した資料で、検討過程にあるものである。資料の中で使っている名称、字句等についても検討段階である。水循環を保全するための条例の基本的方向について、町としてこのような条例を制定したい。条例の目的については、2番に記載している。健全な水循環の保全を図るために、土地の利用、地下水の利用及び良好な水質の確保に関する事項、こういったことを定めて施策を総合的に推進していく、そのように考えている。3番の条例の基本理念は、森林の水源涵養機能を確保するとともに、地下水、湧水を公共水と位置付け、連携協働によりこれらの保全を推進していく、地下水脈は破壊した場合の復旧は不可能または極めて困難であることから、予防原則に基づいた施策を旨とする、条例の基本をこのように考えている。

規制内容に関する検討については、案1から案3まで記載しているが検討段階であり、こうした内容でというのはまだ決まっていない。フォーラムの段階では地域指定は考えていないと申し上げたが、その後条例検討会議での委員の意見、県の条例担当との意見交換も踏まえて検討した結果、やはり地域指定をするべきだと考えている。その範囲、内容については未定であるが、次の資料にあるにかほ市、ニセコ町、紀北町の水道水源保護条例を参考にしながら、地域指定をして対象事業の協議や指導助言そうしたものをに入れていくことを考えている。規制2の井戸の設置の事前協議については、一定規模以上の井戸については事前協議をしていくことで、考え方としてはほぼ決まっている。その他の施策の検討について、規制に係る部分

以外で条例に盛り込んでいきたい事項について記載している。水循環保全計画の策定、事業監理協議会の設置は参考となる条例が無いので町独自の内容となると思っている。地下水の水質保全、水循環遺産の指定については、単に湧水や地下水だけではなく町の景観にかかわる部分も指定すべきとの意見をいただいているので、そうしたことも含めて検討していきたい。水源涵養保全地域の公有地化については要綱があるが、その条例化を図るもの。こうした重要な事項を審議するために水循環保全審議会を設置する、このような内容で検討している。今後追加される事項もあることを認識いただきたい。最後の資料は、水循環遺跡の指定イメージである。誰でも訪れることができ、自慢できるもの、後世に残したいものを案として作成した。

議長：町の条例の検討状況のご理解をお願いしたい。県でも水資源を保全するための条例を、今月 20 日開会される県 2 月定例議会に上程審議されると聞いている。町の条例の上位条例になると考えているので、県の条例との整合性を図りながら町の条例を制定していきたいと考えている。聞くところによると、県議会で議決されると約 6 か月の周知期間を設けて施行する意向のようである。

県の条例、町の条例について、監理委員会の中で参考として説明できる機会があれば、また説明申し上げたい。

4. 次期監理委員会について

必要に応じて関係者で調整することとした。

5. 閉 会 15 : 45